

使者二員 游政安<sup>①</sup> 馬功立<sup>②</sup> 人伴八名

留辺通事一員 王可法 人伴四名

管船火長・直庫二名 王可就<sup>③</sup>  
黄可喜

水梢

康熙十一年（一六七二）十月十五日給す

右の執照は留辺通事王可法等に付し、此れに准ぜしむ

執照

注（1）游政安 この時の符文〔二七〇八〕では昌威。

（2）馬功立 符文〔二七〇八〕では馬立功。

（3）黄可喜 符文〔二七〇八〕では長可喜。

1-34-20

世子尚貞の、靖南王の叛乱に際して情勢を問い、貢使を帰国

させるために正議大夫蔡国器等を遣わす執照

（二六七七、二、一八）

琉球国中山王世子尚（貞）、探聴せるを報明し並びに貢使を迎接する事の為にす。

照得するに、甲寅（一六七四）五月内、前年閩に在りし貢使の火急に駕帰して切に告すらく、福建の靖藩王、義ならずして挙兵し、謀りて天下を乱す、と。此の為に、特に正議大夫・都通事・

使者等の官の蔡国器・曾益・毛自彬・倪定基等を遣わし、海船一隻に坐駕して員役共に計うるに九十□人<sup>①</sup>を率帯し、咨文を齎捧して以て福建に赴き、前来して捷報もて知明せしむる外、抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第二十号半印勸合執照を給して通事鄭明良等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実<sup>②</sup>に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる毋れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正議大夫一員 蔡国器 人伴十名

都通事一員 曾益 人伴五名

使者二員 毛自彬 倪定基 人伴九名

通事一員 鄭明良 人伴四名

管船火長・直庫二名 毛金徳 王可喜

水梢共に五十八名

康熙十六年（一六七七）二月十八日給す

右の執照は通事鄭明良等に付し、此れに准ぜしむ

執照

注（1）九十□人 員役の総計は九十三人である。

（2）二十号〔二七〇八〕が二十号であり、年時と欠番からみて、

1-34-21

世子尚貞の、進貢のため耳目官陸承恩等を遣わす執照

(二六七八、一〇、二八)

琉球国中山王世子尚(貞)、進貢の事の為にす。

聖旨の二年一次の朝貢を奉じ、此れを欽み、欽遵す。案照するに、康熙十七年(一六七八)は例として歲期に該れば、理として合に進貢すべし。此の為に今、特に耳目官・正議大夫・都通事等の官の陸承恩・王明佐・金元達等を遣わし、表・咨文を齎捧して前来し進貢せしむ。

因りて海船二隻を備えて水梢を率領するに、両船の上下の員役は共に二百人の數に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤・馬一十四・海螺殼三千個、正貢の外、特に加えたる黒漆蝸螺茶鍾一百個・大糸煙二百匣・紅銅一千斤を載運す。抛りて今、分ちて二船に裝載する方は多寡均しからず。一船義字第二十五号は煎熟硫黄四千六百斤・馬五匹・海螺殼一千三百個・黒漆蝸螺茶鍾五十個・大糸煙五十匣・紅銅五百斤を裝載し、一船義字第二十六号は煎熟硫黄八千斤・馬五匹・海螺殼一千七百個・黒漆蝸螺茶鍾五十個・大糸煙五十匣・紅銅五百斤を裝載す。二船にて協幫して解運し、福建等処承宣布政使司に前赴して投遞し、起送して京に赴く。

抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に執照を給發して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第二十五号半印勘合執照を給して在船通事毛文善等に付し、収執して前去せしむ。如し經過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実如遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる毋れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳目官一員 陸承恩 人伴十三名

正議大夫一員 王明佐 人伴十三名

都通事一員 金元達 人伴五名

在船使者二員 毛文德 栢茂 人伴九名

在船通事一員 毛文善 人伴三名

管船火長・直庫二名 金鼎 徐永念

水梢共に六十名

康熙十七年(一六七八)十月二十八日給す

右の執照は在船通事毛文善等に付し、此れに准ぜしむ

執照